

4 社会福祉法人について

(1) 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」をとりまとめたところである。今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところ（平成23年1月14日（金）まで）である。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

ウ 今後のスケジュール等

社会福祉法人会計基準（案）については、パブリックコメントによるご意見を踏まえ、細部の調整を行っているところであり、必要に応じて見直しを行った後、実施通知を発出する予定である。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。

(2) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査の実施について

(ア) 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果（(ウ)参照）等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ特別監査を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

(イ) 問題発生時の対応及び再発防止について

平成22年度における問題発生時の対応事例として、法人職員等からの内部情報を契機に発覚した法人資金の不正支出に係る事案をお示しする。(参考資料17「社会的な問題が発生した社会福祉法人の事案」参照)

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会・評議員会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

(ウ) 現況報告書の審査及び活用について

社会福祉法第59条に基づく「現況報告書」については、厳正に審査を行っていたほか、添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたい。

また、過去数年間の現況報告書の内容を観察、分析することなどにより法人の経営状況の変化を確認し、経営状態の悪化の恐れなどが認められた場合は、早い段階で個別に法人担当者から事情を確認して対応策を講ずるなど、現況報告書を活用した適切な指導をお願いしたい。

イ 法人の資産管理（運用）について

資産の管理運用については、平成19年度の通知改正により、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、運用可能な金融商品の範囲を一定程度拡大し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めることとしたところである。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられるところであり、過去には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられた。

こうした事例の特徴として、元本保証のないリスクの高い金融商品を購入するに当たり、そのリスクの理解が不十分であった場合や、リスク管理に必要な資産運用規程の未整備、理事長等一人の運用責任者による独断での運用など、法人のリスク管理やチェック体制が明らかに不適切であることがあげられる。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、以下の点について留意するよう、指導されたい。

(ア) 役員、評議員、運用担当者における当該金融商品のリスク等についての理解

(イ) 定款の変更<定款準則第15条第3項（「前項の規定に関わらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる」）相当部分が設けられているか>

(ウ) ガバナンスの徹底<当該金融商品で資産の管理（運用）を行うことについて、理事会・評議員会の議決を経る、資産運用規程等を作成する等>

○近年の資産運用失敗事例

【事例1】

社会福祉法人の前理事長ら幹部が証券会社の紹介を受け、信用確実な有価証券と判断し、前理事長の専決で円建て外債を購入。その後、世界的な金融危機で債務不履行となり、元本（1億円）の回収が困難となる。

【事例2】

基本財産について、2億5千万円と定款に規定されているところであるが、従前より、外貨建債権（1億円）及び投資信託（1億5千万円）により管理運用されていた。このうち、投資信託により運用されていた分については、元本保証がない商品であり、以下通知に照らし管理運用の方法として違反があった。

また、以下通知と同旨の定めを置いている当該法人の内規（資産運用規定）にも違反していた。

さらに、投資信託により運用されていた1億5千万円分については、管理運用先である有限責任事業組合（投資信託会社）が破産したため回収不能となり、法人本来の事業を実施することが出来なくなり、現在、所轄庁に法人解散の申請を出している。

※事例に関する通知について

社会福祉法人の基本財産については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）において、「管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法」により行う必要があると解されている。また、「価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）」等の方法による管理運用は原則として適当ではないとしている。

ウ 一般市への権限移譲について

地域主権戦略大綱に基づき、現在、都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限り、平成25年4月からすべての市へ権限を移譲する予定である。

(3) 寄附金に対する税額控除制度の創設について

昨年12月にとりまとめられた「平成23年度税制改正大綱」において、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合、現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とし、平成23年分から適用することとされた。

〈所得控除の場合〉（現行）

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円を所得から控除

〈税額控除の場合〉（創設）

（寄附金額－2千円）×40%を税額から控除

※ 併せて、個人住民税においても、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げ、平成24年度分から適用することとされた。

【税額控除方式を選択できる社会福祉法人の要件】

次の要件を満たす社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合に、所得控除方式と税額控除方式のいずれかを選択できる。

- ① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポートテスト（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の5分の1以上）と同等の要件
- ② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

なお、個人がその年分の寄附金につき、税額控除の適用を受けようとする場合には、当該社会福祉法人が税額控除対象法人であることを所轄庁が証明する書類が必要となる。詳細については、追ってお知らせする予定であるが、各自治体等におかれても、特段の御配慮をお願いしたい。

5 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成22年12月1日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

○インフルエンザQ&A（平成22年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

(イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生
・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生
・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

・ノロウイルスに関するQ&A

(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001

- 号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
 - ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第0725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
 - ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」
(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正について」
(平成22年3月24日健康局通知)
- ・分かりやすいウィルス性肝炎 (平成20年5月)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq_Easy_Hepatitis.html
- ・B型肝炎について (一般的なQ&A)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq_HepatitisB.html
- ・C型肝炎について (一般的なQ&A)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/faq_HepatitisC.html

(2) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(3) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成23年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

（４）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を行うために創設したものである。

スプリンクラー設備については、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設については、平成23年度末までに設置することが義務付けられており、防火安全上の観点から、早急に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知するとともに適切な指導をお願いしたい。

耐震化整備については、先般、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」をお願いし、結果が判明している都道府県もあるので、当該基金の執行残を有する都道府県にあっては積極的な活用をお願いする。

また、当該基金は平成23年度末までに整備が完了しない場合、基金の返還を求めることとなるため、その取扱いに十分注意のうえ、早期執行に努めていただきたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日付雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）

（５）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取り組みを支援するため、機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を平成23年度から講ずることとしたので、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

(6) 社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も残り4ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方をお願いする。

地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのでご承知おき願いたい。

《参照通知等》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋

(平成22年12月関係省庁連絡会議決定)

各施設のデジタル改修が完了するよう、重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。
また重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況の把握するよう努める。